

～人と自然が共存できる環境を未来へつなぐまち・かつしか～

第3次 葛飾区環境行動計画

平成20年度～平成24年度
(2008年度) (2012年度)

目 次

環境方針	1
I 基本的事項	
1. これまでの取り組み	2
2. 計画の目的	2
3. 計画期間	2
4. 計画の範囲	3
II 環境目標	
1. 環境行動推進のための主な取組と目標	4
2. 温室効果ガスの総排出量について	6
III 区の取組	
1. 財やサービスの購入・使用に関する主な取組	9
2. 施設の建設、管理等に関する主な取組	9
3. その他の事務・事業に関する主な取組	9
4. 区の具体的な取組	10
5. 環境関連法規等の取りまとめ	14
6. 環境上の緊急事態への準備及び対応	14
7. 環境コミュニケーション	14
8. 職員に対する研修等	14
IV 実施体制（推進と点検・評価）	
1. 推進体制	15
2. 内部監査	15
3. 点検・評価	15
4. 代表者による全体の評価と見直し	15
5. 公表	16
6. 改定に向けての見直し	16

環境方針

環境基本計画の具体的な実施を図ります。

葛飾区は、平成 8 年度に「人と自然が共存できる環境を未来へつなぐまち・かつしか」を基本理念に、環境に対する区の考え方を明らかにするとともに、環境に係る施策を中長期的な展望に立って総合的、計画的に推進するため、「葛飾区環境基本計画」を策定しました。

区は、この基本計画に掲げる目標や施策の方針と展開を具体化する計画として、「葛飾区環境行動計画」を推進します。

葛飾区の事務・事業の実施に当たって、温室効果ガスの排出抑制に努め、地球温暖化対策を推進します。

「葛飾区環境行動計画」は、葛飾区の「地球温暖化対策実行計画」として、区の事務・事業の実施に当たって、温室効果ガスの排出の抑制のための様々な取組や総排出量の目標を定め計画を実行するとともに、点検評価のうえ改善を図り、公表等を通じて地球温暖化対策を推進します。

葛飾区が環境行動を自ら率先して実行します。

葛飾区は、区内最大規模の事業者であり、同時に区内最大規模の消費者としての性格も持っています。こうした立場から、区は自らの活動を環境保全の観点から見直し、環境行動を率先して実行していく責任があります。

このため、葛飾区役所全体及び職員一人ひとりの自覚と努力によって環境行動を推進し、環境への負荷を低減していきます。

基本的事項

1. これまでの取り組み

葛飾区は、平成 8 年度に「葛飾区環境基本計画」を策定し、平成 9 年度には「環境への負荷を低減するための葛飾区役所の率先実行プラン」(期間：平成 10～11 年度)を策定しました。

その後、平成 11 年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「法」参考資料 1-1)では、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により地球温暖化対策の推進を図るため、「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する実行計画」(以下、「実行計画」)の策定と公表がすべての地方自治体に義務づけられました。

このため、平成 11 年度の「率先実行プラン」改定の際、これを「地球温暖化対策実行計画」の性格を併せ持つ「葛飾区環境行動計画」として策定し、対象を区役所本庁舎以外の全区施設にも広げ推進してきました。

2. 計画の目的

「葛飾区環境行動計画」は、「葛飾区環境基本計画」の具体的な実施を図るための行動計画であり、本行動計画はその第 3 次計画として策定したものです。

本行動計画は、平成 19 年度から策定が進められている「葛飾区地球温暖化対策地域推進計画」(期間：平成 20～24 年度)と整合性を図り、改定しました。

「葛飾区地球温暖化対策地域推進計画」は、「環境基本計画」の基本目標を具体化し、区の行動指針となる取り組みを明らかにするとともに、区民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策を総合的に推進していくため策定するものです。また、地方公共団体がその区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス排出の抑制等のために策定する総合的かつ計画的な施策に相当するものでもあります。

この地域推進計画を推進するうえでも、区の率先実行は、重要なアクションとなります。区は、地域の事業者の側面からも社会的責任を果たし、環境行動を推進していくため、環境経営の視点から本行動計画を策定しています。

3. 計画期間

第 3 次計画は、「葛飾区地球温暖化対策地域推進計画」の計画期間と合わせ、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間で計画期間とします。

* 第 1 次計画は平成 11 年度から平成 15 年度までの 5 カ年計画、

第 2 次計画は平成 16 年度から平成 19 年度までの 4 カ年計画

4. 計画の範囲

原則として、葛飾区が実施する事務・事業を対象とします。

なお、施設については、指定管理者が管理運営する施設にも数値の報告を求めることとします。

また、民間事業者への委託等により実施する事業については本行動計画の対象とはなりません。が、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託事業者等に対して必要な措置を講ずるよう、葛飾区として要請していきます。

対象施設一覧（参考資料 1-2）

環境目標

1. 環境行動推進のための主な取組と目標

葛飾区では、平成 11 年度から環境行動計画に基づき、エネルギー使用量等の削減に努めてきました。

環境行動推進のための具体的な取組を着実に実行した結果、平成 10 年度に対し平成 14 年度までに電気使用量を 7.0%（平成 15 年度目標 5.1% 削減）、都市ガス使用量を 2.7%（平成 15 年度目標 4.7% 削減）、水使用量を 14.2%（平成 15 年度目標 8.0% 削減）それぞれ削減しました。

第 2 次計画では、平成 14 年度に対し平成 18 年度の電気使用量は、3.7% 増（平成 19 年度目標 3.0% 削減）、都市ガス使用量は 13.1% 削減（平成 19 年度目標 5.0% 削減）、水使用量は 8.6% 削減（平成 19 年度目標 10% 削減）となりました。

第 3 次計画は、平成 18 年度の実績を基準とし、計画年度の最終年である平成 24 年度の目標を設定します。（参考資料 2）

(1) 省エネルギー対策

	平成 18 年度実績	平成 24 年度目標
電気使用量	54,455,787kwh	概ね 3% 削減
都市ガス使用量	2,477,673m ³	概ね 3% 削減

(2) 省資源・リサイクル対策

	平成 18 年度実績	平成 24 年度目標
水使用量	1,159,731m ³	概ね 3% 削減
用紙類の使用量 (小中学校、幼稚園を除く) (A4 版換算)	23,983,750 枚	概ね 5% 削減
可燃ごみ	1,662,726kg	概ね 5% 削減
不燃ごみ	499,158kg	概ね 5% 削減
粗大ごみ	119,333kg	概ね 5% 削減
資源	451,013kg	基準年に対し増加しない

(3) 自動車対策

公用車燃料の削減

	平成 18 年度実績	平成 24 年度目標
公用車燃料使用量 (ガソリン・軽油)	129,455 ㍓	概ね 5% 削減

公用車の導入にあたっては、東京都の「自動車環境管理計画書」制度に基づき、平成 22 年度までの東京都指定低公害車の導入率 48.9%（二輪自動車・特殊自動車を除く）を目標として進めるとともに、原則として八都県市指定低公害車を選定します。ディーゼル車は、業務上必要な場合について選定します。

(4) グリーン購入

区で購入する物品やサービスの選択にあたっては、必要性を十分考慮した上で、価格や品質だけでなく環境への負荷ができる限り少ないものを選びます。

鉛、水銀、ポリ塩化ビニルなど環境や人の健康に影響を与えるような物質について、極力含まれていない製品を優先して選択します。

(5) その他の対策

建設工事対策

- 1) 「東京都建設リサイクル推進計画」に合わせて、区が行う建設工事の設計・施工・維持管理の各段階において、建設副産物（建設廃棄物及び建設発生土）の「発生抑制」「再利用の促進」「適正処理の推進」に努めます。
- 2) 建設廃棄物については、平成 24 年度のリサイクル率を 99%（アスファルト塊 100%、コンクリート塊 100%、建設泥土 90%、建設混合廃棄物 50%、建設発生木材 99%）とします。建設発生土については、平成 24 年度のリサイクル率を 99%にします。
- 3) 建設作業におけるコンクリート型枠工事においては、型枠使用の少ない工法の採用や、代替型枠の使用などにより、熱帯木材合板の使用量を削減します。

特定フロン等の削減対策

区の現に保有する特定フロン等を使用した機器に関しては、フロンの漏洩することのないよう適切な管理をするとともに、廃棄時には法令に基づき適切な処理を行います。

緑化の推進

公共施設の緑化、街路樹整備、公園整備に伴う植栽等公共による積極的な緑化推進、民間に対する緑化指導、既存樹木の保護・育成などによる緑の保全、創出に努め、緑被率 14.5%の維持をめざします。

雨水利用の促進

- 1) 区施設の建設にあたっては、地下型雨水貯水槽を設置するなど、雨水利用を考慮した施設にするとともに、既存の区施設についても小型雨水貯水槽を設置し雨水利用を進めます。
- 2) 区内にマンション等を建設する事業者に対し、要綱及び今後施行予定の条例に基づく行政指導を行うことにより、雨水利用の拡大を図ります。
- 3) 雨水貯水槽設置費助成や雨水貯水槽巡回展示などにより、区民の雨水利用を促進します。

職員の意識向上

地球温暖化対策及び環境保全に関する職員の意識向上を図り、一人ひとりが職場内でも地域においても、環境行動を着実に実践できるよう、情報提供や自己研鑽のための体制を整備します。

有害化学物質対策

- 1) 建築物の解体・改修工事等においては、アスベスト等の有害物質が排出しないよう適正処理に努めます。
- 2) 廃棄予定である PCB 使用機器類については、適正な管理保管に努めます。

2. 温室効果ガスの総排出量について

(1) 対象となる温室効果ガス

人間の経済活動から人為的に発生する温室効果ガスとしては、燃料の燃焼に伴う二酸化炭素の寄与が最も多いのですが、それ以外にも様々な発生源から排出されています。(参考資料 3)

区においても、電気、都市ガス、ガソリンなどの使用に伴い、温室効果ガスを排出しています。本行動計画では、法第 2 条第 3 項及び「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」(以下「施行令」という。)第 1~2 条に定める二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)を排出量抑制の対象とします。

(2) 総排出量の算出方法

温室効果ガスはさまざまな種類があり、温室効果をもたらす程度もガスの種類によってさまざまです。

このため、本行動計画では、

区において使用する電気、都市ガス、ガソリンなどを発生原因別に「エネルギー使用量等実績報告」に基づき、把握します。

「温室効果ガス排出量標準的算定手法(H19.3月(財)特別区協議会)」のほか、一部「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成18年3月24日一部改正)」を基に(1)に掲げた6種類の各温室効果ガスに換算します。(参考資料 4)

各温室効果ガスの排出量について、次に掲げる地球温暖化係数(参考資料 5)を乗じて、二酸化炭素を1とした場合の温室効果ガスの総排出量を算出します。

区が排出する主な温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	21
一酸化二窒素	310
ハイドロフルオロカーボン(HFC-134a)	1,300

(3) 平成 18 年度における区の温室効果ガスの総排出量

区の温室効果ガスの総排出量は次のとおりです。温室効果ガス排出量活動別構成比では、照明や機械、冷暖房等のための電気の使用によるものが、全体の約 8 割を占め、第 2 次計画の基準年度(平成 14 年度)に対し増加しており、電気の使用量の削減が課題となっています。

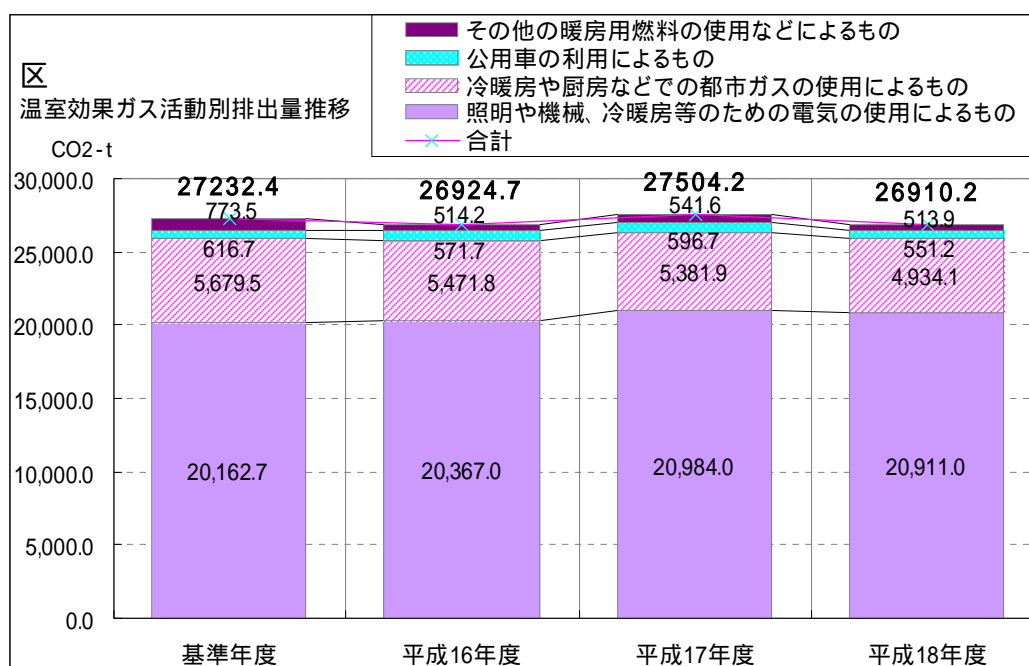
(排出量は二酸化炭素換算)

活動別の温室効果ガスの発生源	排出量	構成比
電気の使用によるもの	20,911.0 t	77.7%
都市ガスの使用によるもの	4,934.1 t	18.3%
公用車燃料の使用によるもの	551.2 t	2.0%
その他の燃料の使用によるもの	513.9 t	1.9%
合 計	26,910.2 t	100.0%

端数処理の関係で、合計が合わないところがあります。

(排出量は二酸化炭素換算)

温室効果ガス別の排出量	区
二酸化炭素(CO ₂)	26,879.7 t
メタン(CH ₄)	6.1 t
一酸化二窒素(N ₂ O)	7.2 t
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	17.2 t
計	26,910.2 t



各表・グラフの排出量は、第 2 次計画で用いた「環境省から示された最新(主に平成 8 年度)の排出係数」を基に算出しています。

(4) 総排出量に関する削減目標

葛飾区では、平成 11 年度から環境行動計画に基づき、エネルギー使用量等の削減に努め温室効果ガス排出量の削減に努めてきました。

環境行動推進のための具体的な取組を着実に実行した結果、平成 10 年度に対し平成 14 年度までに温室効果ガス総排出量を 6.2%、延べ 4,524.8t(二酸化炭素換算)削減しました。

また、第 2 次計画では、平成 14 年度に対し平成 18 年度までに温室効果ガス総排出量を 1.2%、延べ 358.1t(二酸化炭素換算)削減しました。

この結果を踏まえ、今後、第 3 次計画として平成 24 年度の温室効果ガスの総排出量を平成 18 年度比で 3%削減することを目標とします。

(排出量は二酸化炭素換算)

	平成 18 年度実績	平成 24 年度目標
温室効果ガス排出量	27,497.5 t	概ね 3%削減

この平成 18 年度実績の排出量は、第 3 次計画で用いる「温室効果ガス排出量標準的算定手法(H19.3月(財)特別区協議会)」のほか一部「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成 18 年 3 月 24 日一部改正)」を基に算出していますので、前頁(3)の排出量とは、数値が異なります。

区 の 取 組

1. 財やサービスの購入・使用に関する主な取組

- (1) 製品を購入する前に、まずその必要性を十分考慮し購入します。
- (2) 紙類の購入・使用にあたっては、使用量の削減を図るとともに、環境に配慮した用紙の利用などを図ります。
- (3) 電気製品等の購入にあたっては、省エネルギー型の製品を選ぶとともに、使用にあたっては節電に努めます。
- (4) 公用車の導入にあたっては、低燃費かつ低公害な車を選定するとともに、使用にあたってはエコドライブによる燃費の向上や効率的利用に努め、燃料使用量の削減を図ります。
- (5) 文具・事務用品などの購入にあたっては、環境負荷の少ない製品の購入に努めるとともに、使用にあたってはリサイクルボックスを設置するなど、共有化による無駄のない使用や、詰換え製品の利用による長期使用を徹底し、効率的で廃棄の少ない利用をめざします。

2. 施設の建設、管理等に関する主な取組

- (1) 施設の設計・施工にあたっては、再生材の積極的な使用に努めるとともに、断熱性の向上や太陽光などの新エネルギーの利用を図り、長期的に環境負荷の少ない施設づくりをめざします。
- (2) 施設の管理運営にあたっては、冷暖房における適正な温度管理や、必要最小限の電気・ガスなどのエネルギー使用、無駄のない水利用に努めます。
- (3) 建設工事の設計・施工、維持管理の各段階で、建設副産物（建設廃棄物及び建設発生土）の抑制、分別解体の実施、再使用及び再生利用の促進、適正処理の徹底に努めます。
- (4) 雨水の利用、剪定枝葉や落ち葉などの堆肥化など、資源のリサイクルを活かした、無駄のない施設の管理運営に努めます。

3. その他の事務・事業に関する主な取組

- (1) 製品の長期使用、効率的使用などに努めるとともに、廃棄に際しては分別の徹底を図り、資源化とごみの減量化に努めます。
- (2) 無駄のない調理法や水きりの徹底などを通して、食堂や学校・保育園などから出る生ごみの減量化を行うとともに、排出された生ごみの堆肥化を進めます。

4. 区の具体的な取組

(1) 財やサービスの購入・使用に関する具体的な取組

対象分野名		取組項目	取組内容	
省エネルギー	電気ガスなど	照明管理	事務室等での昼休み時間中の消灯や晴天時等の窓側照明の消灯、蛍光灯本数の削減、照明点灯箇所・ライトアップの削減、定期的な清掃の励行、室内とデスクでの照明の使い分け、残業する場合の必要な箇所のみ点灯などを行い、照明使用の省エネルギー化に努めます。	
		事務機器の省エネルギー管理	パソコンなどの使用においては、節電待機モードの設定を行うとともに、プリンターなど待機電力の大きい器具については、昼休みなどの不使用時はなるべくスイッチを切り節電に努めます。	
		冷暖房管理	空調機器を適正温度(冷房温度は 28、暖房温度は 20)に設定するとともに、窓・出入り口の開放禁止、適温励行、補修点検、吹出し口の開放等により、空調効率を上げ、省エネルギーに努めます。	
		エレベータの運行管理	昼休み時間中のエレベーターの運行台数の規制や、階段の利用励行を進めて、省エネルギー化を図ります。	
		ブラインド・カーテンの利用・工夫・調節	採光面を配慮したうえで、ブラインドやカーテンを有効活用し、冷暖房効率を高めて省エネルギーに努めます。	
		ノー残業の設定	ノー残業デーを決め実施することにより、電気等使用の削減に努めます。	
		ガスコンロ湯沸し器の効率的な使用	沸かしすぎの防止、ガス使用後の確実な栓締めなど、効率的な使用に努めます。	
		クールビズ・ウォームビズの推奨	省エネルギー対策の一環として、職員の服装については、夏季はお客様に不快感を与えないような涼しい服装(ノーネクタイなど)、冬季は暖かい服装(インナーウェアの着用など)を推奨します。	
省資源リサイクル	森林資源	用紙使用の削減	資料、事務手続の簡素化 コピー・印刷の適正化 ペーパーレス化の推進	両面・裏面コピーの徹底等にも努めるとともに、紙使用量を一層削減するため、コピーやOAでのプリントアウトについては必要最小限に努め、印刷する場合には、裏面、両面印刷を励行します。IT の活用により会議資料等のペーパーレス化などを進めます。また、電子申請やホームページの活用などにより用紙使用量の削減に努めます。
		水資源	水使用量の削減	日常的な節水の励行
			水漏れ点検の徹底	水漏れ点検を積極的に進め、漏水などの無駄な水使用をなくします。
自動車対策		低公害車の導入	低公害車の導入(平成 22 年度末指定低公害車の導入率 48.9%)を進めます。購入にあたっては、原則として八都県市指定低公害車からより低公害な車を選択し、排気量等は必要以上の大きさの車は選定しません。	
		エコドライブの徹底	不用なアイドリング、急発進・急加速・空ぶかしの抑制、不用物の不積載など、エコドライブに努め、燃費の向上を図ります。また、相乗りの励行などにより、公用車の効率的な使用に努めます。	
		車両整備	タイヤ空気圧調整や黒煙排出状況の点検など、車両整備を励行し、燃費低下や黒煙排出等の環境負荷の低減に努めます。	
		低公害車の優先的利用	公用車を使用する場合は、低公害車を優先的に利用します。	
		公用車の使用抑制日の設定	5・10 日(ごとうび)には公用車の使用を抑制します。	
		公用車走行ルートの合理化	公用車の走行にあたっては、最も合理的なルートを選択するよう努め、走行距離の抑制を図ります。	
		自転車等利用の推進	比較的近距離の場合は、自転車やバイクなどを利用します。	

対象分野名		取組項目	取組内容
グリーン購入	用紙類	環境に配慮した用紙を選択して購入	用紙類は、「葛飾区グリーン購入推進指針」に基づき、選択します。
	家電製品 OA機器 照明機器	省エネルギー・節水型、長期使用が可能な製品の購入・更新	省エネラベリング制度、エネルギースターマーク等を参考に省エネルギー・省資源型、非フロン系を選択するとともに、長期使用を可能にするためアフターサービスが充実していることなども重視します。
	文具・事務用品等	再生製品やリサイクルしやすい製品、廃棄されるとき処理や処分が容易な製品などの購入	再生紙・廃プラスチックなどの再生材料ができるだけ多く使用されている製品や非フロン系製品を選択するとともに、再生しやすい素材の製品や分離・分解・分別が簡単な設計がされている製品を選択します。さらに、最終的に廃棄されるときのことも考慮し、分別廃棄が可能で焼却処理や埋立処分が容易な製品の購入にも努めます。
	容器・包装材等	簡易包装、詰め替え可能、リターナブル容器での製品の購入	購入する製品については、詰め替え可能な製品やリターナブル容器での販売製品を選択します。
	印刷の発注	用紙の選定、石油系溶剤を削減したインキの使用及び表示	印刷の発注にあたっては、「葛飾区グリーン購入推進指針」に基づき、用紙及びインキを選定するとともに、古紙パルプ配合率の表示を指定します。
製品の長期使用と効率的な使用		製品の長期使用	製品の使用にあたっては、修理、リフォームなどを行い、できるだけ長期使用に努める。また、事務用品については、リサイクルボックスを活用し、再使用を促進します。
		製品の有効活用	既に保有している製品については、最大限の効率的な使用を図るため共有化や有効利用に取り組み、資源の節約や製造エネルギーの削減に努めます。
環境汚染への配慮	大気	フロン類の適正処理	冷房等に使用しているフロン類については、遺漏することのないよう適切な管理に努めます。また、廃棄にあたっては、法令に基づき適正な処理をします。
	水	水を汚さない工夫	環境負荷の少ない洗剤や石鹼などを選択するとともに、使いすぎないように適量での使用に努めます。
	有害物質	環境や人の健康に影響を与えるような物質が含まれる製品の購入自粛	鉛、水銀、ポリ塩化ビニル(PVC)など環境や人の健康に影響を与えるような物質について、極力含まれていない製品を優先して選択します。

(2) 施設の建設、管理等に関する具体的な取組

対象分野名		取組項目	取組内容
省エネルギー		省エネルギー型建築設備	冷暖房や照明機器など建築設備の新設、更新にあたっては、省エネルギー型製品の導入を進めます。また、新エネルギーを活用したコージェネレーションシステムや新技術(燃料電池・光触媒など)の導入について検討します。
		太陽光等自然エネルギー活用	建築にあたっては、トップライトの採用、自然光や風が入りやすい部屋割り、窓の配置などに配慮します。また、総合庁舎等区施設や屋外時計、街路灯などに、太陽光などの自然エネルギーを活用した設備の導入を進めます。 また、環境学習に役立てるため、区内小中学校に自然エネルギー利用設備を設置します。(平成23年度末6校)
		断熱性の向上	建具の採用にあたっては、外気の流入・遮断が可能な種類のものでできるだけ選り断熱性の向上に努めます。
資源化・リサイクル		熱帯木材合板等の使用削減	生コンクリートを使用する工事においては金属型枠、合成樹脂型枠や紙、木材等の廃棄物から製造する型枠を利用することにより、熱帯木材合板型枠の使用を控えます。
		再生材等の利用拡大	舗装や基礎等の工事に当たっては、再生砕石や再生アスファルト混合物、熔融スラグ等の再生材の積極的な利用拡大を図ります。
		建設副産物の有効利用	工事に伴い発生したコンクリート塊等を、現場で移動式破砕機により破砕、砕石化して仮設道路、路盤材、基礎材等に再利用します。
		建設副産物の発生抑制	工事に伴って発生するコンクリート塊、建設残土等の建設副産物については、工法の検討などにより、建設副産物の発生抑制に努めます。
大気環境		工事車両の排ガス、騒音、振動、粉塵の拡散抑制	建設工事に伴う建設車両の台数の抑制や、低騒音の建設機械の使用、防音シートの設置など排ガス、騒音、振動の抑制に努めます。また、防塵シートの設置など、周辺環境の保全に努めます。
水環境	雨水利用の促進	雨水利用設備の導入	公共施設の建設にあたっては原則として大規模雨水利用施設を導入するとともに、既存の施設には小規模雨水利用設備を順次導入し、積極的な雨水利用の促進に努めます。
	水質汚濁	建設工事に当たっての水質汚濁の防止	建設工事に伴う排水は、公共下水道へ接続するなど水質汚濁の防止に努めます。
有害化学物質		アスベスト対策	建材等の採用にあたっては、ノンアスベスト建材を使用します。また、既存施設のアスベスト建材は、改修や修繕工事に伴い撤去等適正に処理します。
		シックハウス対策	新築、改築工事等において有害化学物質を含む又は放散する可能性のある建材等を使用する場合は、含有量や放散量が少ないものを使用するとともに室内換気を促進し、厚生労働省の室内化学物質濃度指針を遵守します。
		PCB対策	すでに撤去され廃棄処分予定のPCB使用機器類については、漏洩のないよう適正に保管・管理します。
剪定木・落葉		剪定木・落葉のリサイクル	緑のリサイクルセンター等でチップ化・堆肥化を行い、チップについては公園等で利用し、堆肥については苗木即売会等で利用します。
緑化の推進		道路・公園・屋上・壁面等の緑化	安全性、景観に配慮しながら、ヒートアイランド現象の抑制、大気汚染の緩和のために、道路、公園、施設の屋上・壁面等の緑化に努めます。区内小中学校等で、室温上昇を抑える「緑のカーテン」作りを進めます。

(3) その他の事務・事業に関する具体的な取組

対象分野名	取組項目	取組内容	
リサイクル・資源化	用紙類の資源化 (使用済紙・廃棄文書・図書等の資源化)	用紙類の資源化にあたっては、「紙・YOU・AGEINマニュアル」に基づき分別(上質紙、裏面利用できるコピー用紙、新聞、雑誌・書籍、段ボール、その他の紙)を行い、紙の資源化の徹底を図ります。	
	ピン・缶・ペットボトルの資源化	分別収集の徹底	ピン、缶、ペットボトルについては、回収箱を設置するなどして分別の徹底を図ります。
	生ごみの資源化		区立保育園、区立小中学校で、生ごみの資源化を推進します。
	リサイクル情報の共有化		区役所えこ通信やグループウェアの再利用情報などを活用し、リサイクル情報の共有化を図ります。
廃棄物の減量化	可燃ごみ		分別の徹底を図るとともに、生ごみについては無駄のない調理法や水切りの徹底、生ごみの資源化により生ごみの減量化を図ります。
	不燃ごみ		分別の徹底を図り、不燃ごみの減量を図ります。
	粗大ごみ		リサイクル、リユースに努め、できるだけ長期使用を行い、粗大ごみの減量を図ります。
発生抑制	用紙類		持ちこんだ新聞・雑誌を持ち帰る、ポスター・チラシ・資料は必要量以上を受け取らないなど不要な紙の発生抑制に努めます。
	ピン・缶・ペットボトル		持ち込んだピン・缶・ペットボトルは持ち帰り、ピン・缶・ペットボトルの発生抑制に努めます。
	容器・包装		物品の納入に際しては、通い箱の使用やできるだけ簡易包装で納入させます。

5. 環境関連法規等の取りまとめ

区の事務・事業の実施に当たって遵守しなければならない環境関連法規等を取りまとめ、遵守状況を把握します。

6. 環境上の緊急事態への準備及び対応

「葛飾区危機管理対応指針」に基づく危機管理体制により、環境上の緊急事態への準備及び対応をします。

7. 環境コミュニケーション

外部からの環境に関する苦情や要望に対応します。

8. 職員に対する研修等

本行動計画に掲げられた取組を実践するのは、一人ひとりの職員です。計画の目標が達成されるか否かは、一人ひとりの職員の意識が重要な鍵となることから、職員の意識を向上させるための仕組みを整備していきます。

(1) 研修・講演会の開催

職員と内部監査員向けの環境に関する研修や講演会を実施します。

(2) 情報提供

職場ごとの環境行動への取組を奨励し、本行動計画を効果的に推進することができるよう、職場向けに環境情報を発信します。

物品の有効活用を促進するための、情報の交換の場を提供します。

実施体制（推進と点検・評価）

1. 推進体制

本行動計画を実効あるものとするため、区の実行計画に掲げる「具体的な取組」に基づき各職場で着実に取組を進めるとともに、実施状況について定期的に点検することが必要です。また、エネルギー消費量やごみの廃棄量などの数値把握も、目標の達成状況を確認するうえで不可欠です。

このため、「葛飾区環境行動推進本部」で、引き続き本行動計画を推進していきます。

(1) 環境行動推進責任者・環境行動推進委員等の設置

環境行動を推進するため、本部員である各部長を推進責任者とし、各課長を推進委員とします。

推進委員(課長)は課内において、率先して環境行動を推進するため、職員を指揮監督するとともに、課及び所管施設に副推進委員(係長級職員)を置き、課内及び所管施設の環境行動を推進します。

(2) 環境行動推進状況の把握と報告

各課・施設の副推進委員(係長級職員)は、課及び当該施設における環境行動の推進状況を月ごとに把握し、環境行動推進委員(課長)に報告します。

環境行動推進委員(課長)は、副推進委員(係長級職員)から報告を受けた環境行動の推進状況について確認し、環境行動推進責任者(部長)に報告します。

環境行動推進責任者(部長)は、各年度の上半期と下半期の終了後速やかに、所管の推進状況を所定の様式により、環境行動推進本部副本部長に提出します。

2. 内部監査

内部監査チームが年1回、監査を実施し、環境目標等に基づく取組の実施状況を確認します。

3. 点検・評価

(1) 環境行動推進本部長は、環境行動推進責任者(部長)を招集して、環境行動推進本部を開催し、環境行動推進状況の点検・評価を行います。

(2) 環境行動推進本部は、上記の推進状況において、その対策内容や運用手順等に問題が認められる場合は、その改善点等につき意見を述べるとともに、本部員である各推進責任者(部長)に対して是正・改善を指示することができます。

4. 代表者による全体の評価と見直し

区長は、環境行動推進本部を統括し、全体の評価と見直しを実施し、必要な指示を行います。

5. 公表

点検結果の公表は、計画の進捗状況を職員に周知し、その後の取組みの徹底につながるとともに、計画の内容を改めて職員に認識させ、より積極的な環境行動につながることが期待されます。

また、行政の取組を公表することで、区民や事業者に対しても環境行動を促すことが期待されます。法第21条において、「実行計画」に基づく措置の実施の状況(温室効果ガスの総排出量を含む)については、公表が義務づけられています。

(1) 公表の時期と方法

行動計画の策定及び改定後速やかに公表します。

本行動計画に基づく環境行動の推進状況は、年1回、環境レポートにまとめ、公表します。

公表は広報紙の掲載・ホームページ等により行います。

(2) 公表内容

行動計画（計画策定及び改定時）

環境行動推進のための取組状況

法第21条に基づく、温室効果ガスの総排出量に関する数量的な達成状況

6. 改定に向けての見直し

本行動計画の推進状況を点検し、必要に応じ、目標・取組項目等計画全般にわたって見直しを行います。見直しは環境行動推進本部において行い、改定は庁議の決定を受けるものとします。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」
 (地方公共団体実行計画等)

- 第二十一条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

対象施設一覧

平成 20 年 4 月現在

所管	対象施設
総務部	本庁舎、仮奥戸集会所、男女平等推進センター、職員研修所
地域振興部	区民事務所、区民サービスコーナー、消費生活センター、地域コミュニティ施設
環境部	清掃事務所、分室、中継所、リサイクルセンター
福祉部	シニア活動支援センター、福祉事務所東庁舎、地域福祉・障害者センター
保健所	保健所、保健センター
子育て支援部	児童館、保育園、学童保育クラブ、子ども家庭支援センター
都市整備部	立石駅街づくり事務所、区民住宅、道路維持課庁舎(道路保全事務所)、公園課(公園管理所)、公園、児童遊園、街路灯、緑道、公衆便所、菖蒲園、排水場、水元水質浄化センター、水元小合溜導水施設・エアレーション・さくら大滝、区画整理課庁舎、自転車置場・保管所
教育委員会事務局	小学校、中学校、幼稚園、保田しおさい学校、総合教育センター、図書館、郷土と天文の博物館、教育資料館、施設課分室

指定管理者が管理する施設

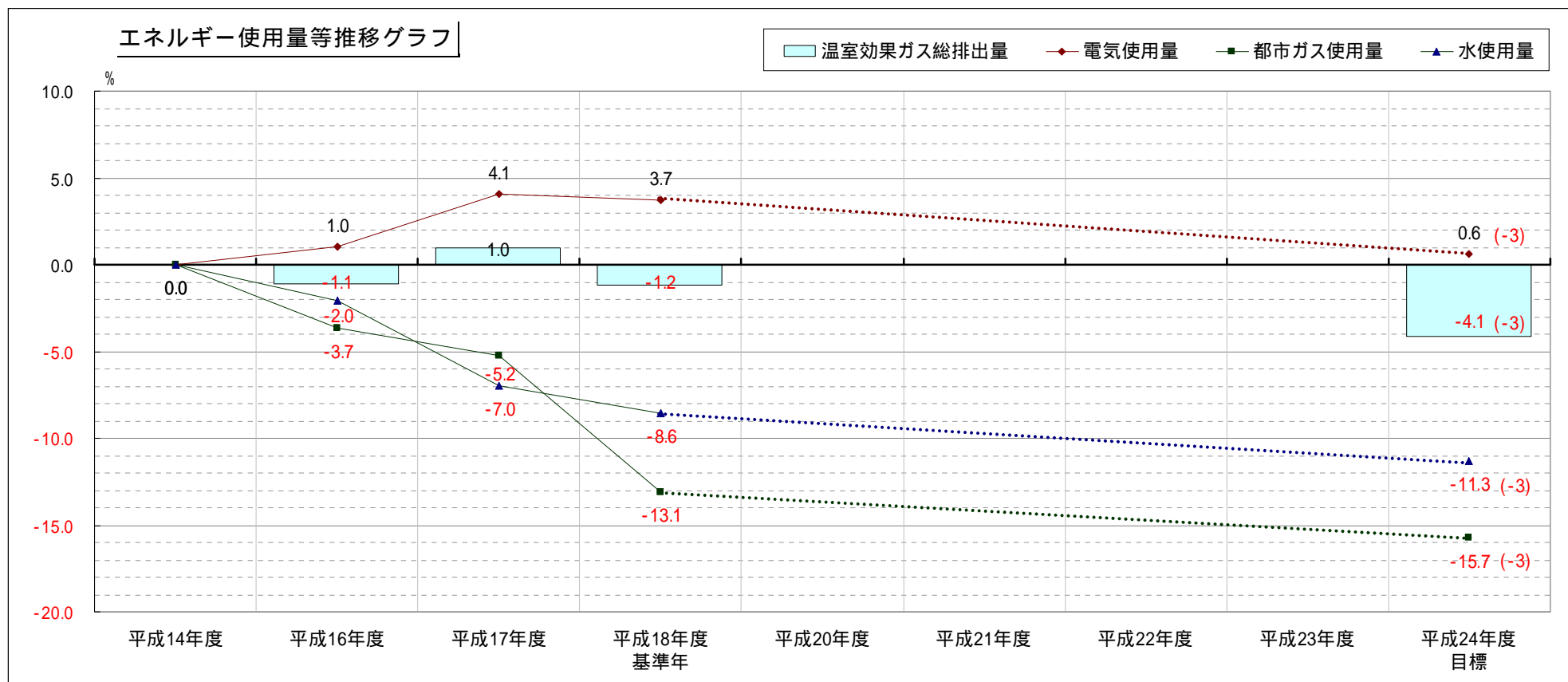
所管	対象施設
地域振興部	葛飾区文化会館、亀有文化ホール、地域産業振興会館、勤労福祉会館 市民活動支援センター、山本亭、観光文化センター、東四つ木工場ビル
都市整備部	自転車駐車場、自動車駐車場、柴又公園
教育委員会事務局	総合スポーツセンター体育館、温水プール、水元体育館、エイトホール、 屋外施設、日光・あだたら学園

エネルギー使用量等推移

参考資料 2

		平成 14 年度	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 24 年度目標	
		使用量・排出量	使用量・排出量	対 14 年度削減率	使用量・排出量	対 14 年度削減率	使用量・排出量	対 14 年度削減率	使用量・排出量	対 18 年度削減率
電気使用量	kwh	52,507,014	53,038,837	1.0	54,645,873	4.1	54,455,787	3.7	52,822,113	-3.0
都市ガス使用量	m3	2,852,035	2,747,747	-3.7	2,702,597	-5.2	2,477,673	-13.1	2,403,343	-3.0
水使用量	m3	1,268,358	1,242,517	-2.0	1,180,179	-7.0	1,159,731	-8.6	1,124,939	-3.0
温室効果ガス総排出量	CO2-t	27,232.3	26,925.0	-1.1	27,504.2	1.0	26,910.2	-1.2		
		27,826.6	27,512.6	-1.1	28,104.5	1.0	27,497.5	-1.2	26,672.6	-3.0

* 温室効果ガス総排出量の上段は、第 2 次計画で用いた排出係数を基に算出し公表した数値。下段は、第 3 次計画で用いる算定方法により補正した数値。



主な温室効果ガスの種類と人為的な発生源等

ガス種類	人為的な発生源	主な対策
エネルギー起源二酸化炭素	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
非エネルギー起源二酸化炭素	セメント製造、生石灰製造などの工業プロセスから主に発生	エコセメントの普及など
メタン	稲作、家畜の腸内発酵なども農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。	埋立量の削減など
一酸化二窒素	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換等
六ふっ化硫黄(SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	(絶縁ガス)機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等 (半導体)製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換等

発熱量及び排出係数

* 「温室効果ガス排出量標準的算定手法（H19.3月(財)特別区協議会）」のほか一部「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（H18.3.24 一部改正）」より

調査項目		単位	発熱量	単位	対象ガス	排出係数	単位	対象ガス	排出係数	単位	参考	
燃料 使用量	一般炭	kg	26.6	MJ/kg	CO2	0.0247	kgC/MJ				2.409(kgCO2/kg)に相当	
	ガソリン	L	34.6	MJ/L	CO2	0.0183	kgC/MJ				2.322(kgCO2/L)に相当	
	灯油	L	36.7	MJ/L	CO2	0.0183	kgC/MJ				2.489(kgCO2/L)に相当	
	軽油	L	37.8	MJ/L	CO2	0.0185	kgC/MJ				2.592(kgCO2/L)に相当	
	A重油	L	39.2	MJ/L	CO2	0.0187	kgC/MJ				2.717(kgCO2/L)に相当	
	B重油	L	40.4	MJ/L	CO2	0.0189	kgC/MJ				2.844(kgCO2/L)に相当	
	C重油	L	41.9	MJ/L	CO2	0.0192	kgC/MJ				2.996(kgCO2/L)に相当	
	液化石油ガス(LPG)	m3	92.96	MJ/m3	CO2	0.0195	kgC/MJ				5.556(kgCO2/m3)に相当	
	液化石油ガス(LPG車用)	L	27.96	MJ/L	CO2	0.0163	kgC/MJ				1.671(kgCO2/L)に相当	
	液化天然ガス(LNG)	kg	54.6	MJ/kg	CO2	0.0135	kgC/MJ				2.703(kgCO2/kg)に相当	
都市ガス	m3	44.53	MJ/m3	CO2	0.0140	kgC/MJ				2.286(kgCO2/m3)に相当		
電気使用量		kWh			CO2	0.382	kgCO2/kWh					
熱の供給量		MJ			CO2	0.057	kgCO2/MJ					
自動車 の走行量	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	km			CH4	0.000012	kgCH4/km	N20	0.000014	kgN20/km	
		軽乗用車	km			CH4	0.00001	kgCH4/km	N20	0.000022	kgN20/km	
		普通貨物車	km			CH4	0.000035	kgCH4/km	N20	0.000039	kgN20/km	
		小型貨物車	km			CH4	0.000017	kgCH4/km	N20	0.000015	kgN20/km	
		軽貨物車	km			CH4	0.000011	kgCH4/km	N20	0.000022	kgN20/km	
		特種用途車	km			CH4	0.000035	kgCH4/km	N20	0.000035	kgN20/km	
		バス	km			CH4	0.000035	kgCH4/km	N20	0.000041	kgN20/km	
	軽油	普通・小型乗用車	km			CH4	0.000013	kgCH4/km	N20	0.000004	kgN20/km	
		普通貨物車	km			CH4	0.000015	kgCH4/km	N20	0.000014	kgN20/km	
		小型貨物車	km			CH4	0.0000076	kgCH4/km	N20	0.000009	kgN20/km	
		特種用途車	km			CH4	0.000013	kgCH4/km	N20	0.000025	kgN20/km	
		バス	km			CH4	0.000017	kgCH4/km	N20	0.000025	kgN20/km	
	船舶の航行に用いた軽油使用量		kl			CH4	0.25	kgCH4/kl	N20	0.073	kgN20/kl	
	HFC -134a	封入カーエアコンの使用(年間)	台			HFC-134a	0.015	kgHFC/台				
廃棄量(カーエアコンの廃棄)		kg			HFC-134a	1	kgHFC/kg					

地球温暖化係数一覧

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	21
一酸化二窒素	310
トリフルオロメタン(HFC-23)	11,700
ジフルオロメタン(HFC-32)	650
フルオロメタン(HFC-41)	150
1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン(HFC-125)	2,800
1・1・2・2-テトラフルオロエタン(HFC-134)	1,000
1・1・1・2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)	1,300
1・1・2-トリフルオロエタン(HFC-143)	300
1・1・1-トリフルオロエタン(HFC-143a)	3,800
1・1-ジフルオロエタン(HFC-152a)	140
1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン(HFC-227ea)	2,900
1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236fa)	6,300
1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245ca)	560
1・1・1・2・3・4・4・5・5-デカフルオロペンタン(HFC-143)	1,300
パーフルオロメタン(PFC-14)	6,500
パーフルオロエタン(PFC-116)	9,200
パーフルオロプロパン(PFC-218)	7,000
パーフルオロブタン(PFC-31-10)	7,000
パーフルオロシクロブタン(PFC-c318)	8,700
パーフルオロペンタン(PFC-41-12)	7,500
パーフルオロヘキサン(PFC-51-14)	7,400
六ふっ化硫黄(SF ₆)	23,900

第 3 次葛飾区環境行動計画

平成 20 年 3 月 21 日

葛飾区環境部環境課

〒124-8555 東京都葛飾区立石 5-13-1

TEL.03-5654-8228

FAX.03-5698-1538

URL:<http://www.city.katsushika.lg.jp>